

在宅介護・地域包括支援センターの評価について

介護保険法の改正により、市町村及び地域包括支援センターは地域包括支援センターの業務について評価を行うとともに、機能強化に向けた必要な措置を講じなければならないとされた。

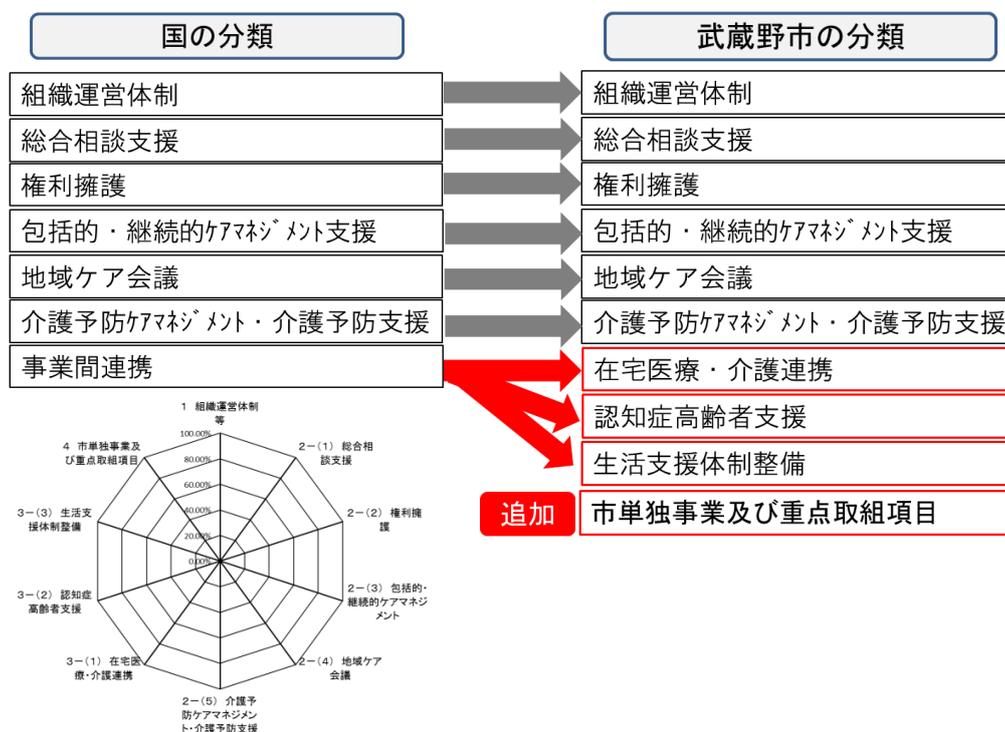
「地域包括支援センターは、介護予防ケアマネジメントや包括的支援事業等の実施を通じて、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的としており、今後、地域包括ケアシステムの構築を推進していく上で、その機能強化は重要な課題である。」

「地域包括支援センターが、その機能を適切に発揮していくためには、地域包括支援センターごとに業務の状況を明らかにし、それに基づいた必要な機能強化を図っていく必要がある。」

平成30年7月4日 付老振発 0704 第1号「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について（通知）」抜粋

○国の評価指標は全国統一のものであるため、本市施策に応じた評価項目を設定し、各在宅介護・地域包括支援センターの活動実績をよりきめ細かく把握する必要がある。

- ・国の評価項目 76 問に 31 項目追加（107 項目）
- ・「事業間連携」として一括りにされていた分類を 3 つに分割
- ・本市単独事業や重点取組事項に関する項目を追加
- ・評価結果はレーダーチャートで表示（国の 7 角形から 10 角形に変更）



○重点取組項目については、「いつまでもいきいきと健康に、ひとり暮らしでも、認知症になっても、中・重度の要介護状態になっても、誰もが住み慣れた地域で生活を継続できる」という計画の方針に基づき、「いきいきサロン」「安心コール事業」「認知症見守り支援事業」「もの忘れ相談シート」「定期巡回・随時対応型訪問看護介護」について評価している。